

お子さんの

保護者
の方へ

スマートフォン だいじょうぶ？

お子さんにスマートフォンを持たせることは、連絡が取りやすくなるメリットがある反面、下記のようなトラブルにあうデメリットがあります。

気をつけよう

SNSでのトラブル

SNSで知り合った男性とメールを交換するようになり、自分の顔写真を送ってしまった。会いたいと言われて断ると、ネット上に誹謗中傷を書かれ、顔写真を掲載された。

(ルールの例)

- ・SNS等に個人情報や写真を掲載しない。
- ・写真等をむやみに送らない。

不適切な動画の投稿

食品販売店で、悪ふざけをしている動画を撮影し、動画投稿サイトに投稿した。その動画がネット上で大きな話題となり、店舗から賠償請求を受けた。

(ルールの例)

- ・写真や動画をとるときは、必ず許可を得る。
- ・利用の様子を保護者が確認する。

スマホへの依存

無料通話アプリを使って友達と連絡をとっていたが、既読無視を指摘されることが怖くてスマホを片時も手放せなくなってしまった。

(ルールの例)

- ・友達どうしてメール交換する時間帯を決める。
- ・家の中でスマホを利用する場所を決める。

課金ゲームでのトラブル

スマートフォンで、オンラインゲームの有料アイテムを購入するため、親のクレジットカードの番号を利用して決済していた。

(ルールの例)

- ・課金をするときは、保護者に相談する。

ルールをつくろう

それぞれの御家庭でスマートフォン利用に関するルールをつくりましょう。

() 家のルール

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____



お子さんと一緒につくったルールを見える所に貼って、いつでも見返せるようにしましょう！

インターネット4つの誤解

① 知り合いしか見ていないから大丈夫？

自分の投稿を友達にしか教えていなくても、投稿自体は世界中の誰でも見ることができます。友達にだけ見せる設定にしている、その友達が転載すれば、誰からでも見られてしまいます。

② 匿名だから大丈夫？

名前を隠していても、これまでの投稿内容や学校名、周辺の写真などの情報を集めると個人を特定することができます。また、発信記録を調べれば、発信者を特定することができます。

③ 騒ぎになっても削除すれば大丈夫？

ネット上で騒ぎになると、知らない人がその内容を次々とコピーしてしまい、自分ですべてを削除することができなくなります。

④ ネット上だけの出来事だから大丈夫？

軽はずみな書き込みや写真の投稿から、処罰されたり賠償責任が発生したりすることがあります。過去の不適切な書き込みが、その後の進路などに影響すること考えられます。

埼玉県の条例では、携帯電話事業者には**フィルタリング**の説明をする義務やその導入を支援する努力義務が、保護者にはその説明を聴く**努力義務**が定められています。

問 フィルタリングサービスを利用していますか。



平成27年度児童生徒における携帯電話の利用状況等に関する調査（埼玉県）から

困ったときは相談しましょう

◎ネットいじめやネットトラブルに関する通報窓口

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

ネットパトロール通報窓口：netpat-saitama@true.ocn.ne.jp

※ いただいた情報は、トラブルを解決するために必要な関係機関等へ情報提供いたします。

※ このアドレスは通報窓口のため、いただいたメールへの返信は基本的にはいたしません。



←こちらから通報できます。

◎少年や保護者等からの非行・家出・いじめ等少年問題に関する相談

埼玉県警察少年サポートセンター（月～土曜日 8:30～17:15、祝日・年末年始を除く）

保護者 ☎048-865-4152 少年 ☎048-861-1152

◎インターネット被害に関する相談

最寄りの警察署または

けいさつ総合相談センター（月～金曜日 8:30～17:15、祝休日・年末年始を除く）

☎#9110（ダイヤル回線および一部のIP電話からは 048-822-9110）



埼玉県のマスコット

コバトン&さいたまっちゃん

◎請求トラブルに関する相談

埼玉県消費生活支援センター（月～金曜日 9:00～16:00、川口は土曜日も相談可）

川口 ☎048-261-0999

川越 ☎049-247-0888

春日部 ☎048-734-0999

熊谷 ☎048-524-0999

消費者ホットライン☎188（いやや！）※地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

「もっと知りたい」に答えます

スマートフォン・インターネット対策に関する情報を提供

生徒指導課のホームページではネットいじめ、ネットトラブル対策の基本的な事項について情報提供しています。



埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

消費生活に関するメールマガジンを配信

悪質商法の被害事例と対策のアドバイス、講座・イベントの御案内など、タイムリーな情報を配信しています。



（PC・スマホ用）



（携帯サイト用）

埼玉県消費生活支援センター

「子供安全見守り講座」を開いてみませんか

携帯電話などの危険性と保護者の役割について

時間：1時間程度（御希望に応じます）

対象：小・中学生の保護者、地域の方など

費用：無料

申込み：

☎048-830-2904



埼玉県県民生活部青少年課